

総務省とポルトガル国家通信庁の協力覚書

総務省(以下「総務省」という。)及びポルトガル国家通信庁(以下「ANACOM」という。)(以下「両者」という。)は、

- 効率的な通信が国民の経済的及び社会的発展並びに福祉において果たす基本的な役割
- 両者間の良好な関係、電気通信及び郵便の分野における協力関係を強化することに関する両者の意向
- 両者が当該分野の発展を促進する上で果たす関連する役割
- 特定の行動を追求し、永続的な性格の制度的枠組みを創設するための手段としての、協力覚書の存在の価値

を考慮し、

以下に同意する:

第一条 目的

この覚書は、それぞれの国における通信分野の発展に寄与することを目的として、両者の活動に関連する事項における技術的及び制度的協力のため、それぞれの国の規制当局として柔軟な枠組みを確立することを目的とする。

第二条 協力活動

この覚書の範囲内で、かつ、両者間の書面による合意により関連があると認められるその他の事項を害することなく、次の目的に特別の注意を払う。

- (a)両者の共通の能力の範囲内での経験の交換
- (b)両者の能力の範囲内での共同の活動の組織、又はそれぞれの既存の活動への他方の招請
- (c)様々な国際場裏における参加の範囲内での両者の協力

第三条 協力分野

1 この覚書における協力の政策分野は、次のとおりである。

- 強靱な通信ネットワーク(5G及びBeyond5G/6Gを含む)
- ブロードバンドネットワークの発展
- デジタルトランスフォーメーション(DX)

- 新技術の進展を含む海底ケーブル
- デジタル・ディバイドの解消
- AI のルール策定と開発
- 郵便のサービスとネットワークの整備
- オンラインセーフティ
- 通信及び郵便分野の国際場裏における連携

第四条 ガバナンス

1 両者が必要と認める一般的な取組の特定に影響を及ぼすことなく、行動計画及び策定されるべき具体的な行動は、両者間で合意される適当と認める頻度で行われるハイレベル及び実務レベルの会合において定めるべきである。

2 両者は、この覚書が国際協定とはみなされないこと及び国内法又は国際法によって規律されるいかなる法的義務を構成又は創設しないことを認める。

3 両者は、この覚書の実施に当たり、機微な情報の取扱い及び処理のための高い安全基準及び強固なガバナンスのための取決めを維持する。

4 この覚書に定める協力は、次の条件に定めるところにより、両者の利益に従って、情報及び文書の交換又は移転、事務レベル会合、技術使節団その他の定義されるものを通じて実施することができる。

(a) 本覚書は、法的拘束力のある義務を構成または創出するものではなく、また、法的拘束力のある義務を構成または創出することを意図したものでもない。

(b) この覚書は、その署名の日に効力を生じ、三年間効力を有する。この期間は、いずれか一方が他方に対し次の条件に従って更新しない旨の決定を通知しない限り、自動的に同一の継続期間更新される。

(c) この覚書を更新しない旨の決定及びこの覚書の適用を停止する旨の決定は、少なくとも 60 日前に、現行の期間の終了の日又は停止が効力を生ずる日の前に、他方に送付されるものとする。

(d) この覚書は、両者間の書面による合意により、いつでも改正することができる。

本書は、2023 年 6 月 16 日に署名され、ひとしく正文である英語により両者に送付される。